

和牛繁殖農家の皆様

福島県による繁殖用雌子牛の増頭支援の御案内 (令和7年度 畜産配合飼料価格高騰対策事業)

- この事業は、配合飼料価格が高騰している中、子牛価格も低下して厳しい経営状況にある和牛繁殖農家に対し、**繁殖用雌子牛の増頭に伴う飼料代増加分の一部を支援**することにより、規模拡大による畜産経営の安定化に取り組むことを目的としています。
- 福島県では、繁殖用雌子牛の県内和牛子牛セリ市場導入、または自家保留による増頭に対し、当該牛の育成に要する飼養管理費（飼料代）の一部（**定額15万円／頭**）の補助を実施します。
- 補助対象者は、和牛繁殖経営（一貫経営を除く）が主であり、申請時点等を含めて畜産業を継続する畜産経営者です。
- 繁殖用雌子牛の増頭を希望される方は、各J Aの担当者を通じて、申請手続きを進めてください。

【事業イメージ（補助金の流れ）】



〔 和牛繁殖農家における繁殖用雌牛の期首、期末の個体識別番号を確認。 〕
事業対象頭数を確定。

本件に関するご質問等は各J A 畜産担当窓口までお問い合わせください。

繁殖用雌子牛の増頭支援 一問一答

助成対象者は？

- 和牛繁殖経営（一貫経営を除く）が主であり、申請時点等を含めて畜産業を継続する畜産経営者です。
- 「牛マルキン」加入者は肥育経営が主となりますので対象外となります。

助成額は？

- 1頭あたり15万円です。申し込み多数の場合は、1経営体あたりの助成対象頭数を制限する予定です。

助成の対象頭数は？

- 自己経営内における、令和7年4月1日時点（期首）の満9ヶ月齢以上の繁殖用雌牛の頭数と、令和7年12月31日時点（期末）の満9ヶ月齢以上の頭数を比較して、増加した頭数のうち、県内子牛セリ市場導入または自家保留に係るもので、導入時点で満12ヶ月齢未満の繁殖用雌子牛の頭数とします。

助成を受けるための必要書類は？

- 指定の誓約書・助成金交付申請書をJAの窓口へ提出してください。
- 個体識別番号にて確認を行いますので移動報告等は速やかに行ってください。

更新は対象となるか？

- 繁殖雌牛を増頭することで、経営体質の強化を図ることを目的としています。子牛セリ導入や自家保留した頭数と同じ頭数を出荷した場合は、頭数は増えていないため補助対象とはなりません。

成牛セリ導入や相対取引した成牛は対象となるか？

- 本事業は、県内の繁殖雌牛の頭数を増やし、出荷される子牛の頭数を増やすことも目的の一部としています。繁殖雌牛としての供用期間を長くするため、雌子牛の増頭のみを対象としています。